

排ガスの自主規制値について

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設（以下、「本施設」といいます。）の排ガス自主規制値は、平成 27 年度に厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会で決定したところですが、その後の環境影響評価手続きの中で神奈川県知事意見が提示されたことなどから、今回以下のとおり新しい自主規制値の設定を行うこととしました。

1. これまでの自主規制値と新しい自主規制値（案）

表 1 本施設のこれまでの排ガス自主規制値と新しい自主規制値

項目	単位	ごみ中間処理施設		法律	県条例
		これまでの自主規制値	新しい自主規制値		
ばいじん	g/m ³ N	0.01	0.005	0.04	0.04
塩化水素	ppm	30	10	430	430
硫黄酸化物	ppm	50	10	828 (K値11.5)	72
窒素酸化物	ppm	50	50	250	120
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05	0.05	0.1	
一酸化炭素	ppm	30(4時間平均)	30(4時間平均)	30(4時間平均)	
水銀	μg/m ³ N	50	30	30	
県条例規制項目	カドミウム	mg/m ³ N	-	県条例を遵守	0.5
	鉛	mg/m ³ N	-	県条例を遵守	10
	アンモニア	ppm	-	県条例を遵守	50
	シアン	mg/m ³ N	-	県条例を遵守	11.6
	ふっ素	mg/m ³ N	-	県条例を遵守	2.5
	塩素	ppm	-	県条例を遵守	1
	硫化水素	ppm	-	県条例を遵守	10

※ 県条例規制項目は便宜上、新しい自主規制値としていますが、県条例規制項目は県条例を遵守することになります。

2. 新しい自主規制値の設定に至った経緯

2.1 神奈川県環境影響評価審査会の知事意見

神奈川県環境影響評価条例に基づき提出した「ごみ中間処理施設整備事業に係る環境影響評価予測実施計画書」に対し、表 2 のとおり神奈川県知事より排ガス自主基準に関する意見が出されました。

これまで現自主規制値では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（以下、「県条例」という。）に定められた物質（以下、「県条例規制項目」という。）については設定されていません。

また、水銀は大気汚染防止法の改正が改正され、平成 30 年 4 月より新たに法規制値として 30 μg/m³N 以下が適用されることになっています。

表 2 知事意見

排ガスの基準について、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等の規制値とは別に自主規制値を設定するとしているが、実施計画書に具体的な自主規制値が示されていない項目については、検討した経緯も含めて予測評価書案に記載すること。

2.2 近隣の類似施設における基準値

平成 31 年 3 月竣工予定の高座清掃施設組合の新ごみ処理施設は住民との協議を経て排ガス自主基準を定めています。高座清掃施設組合新ごみ処理施設の施設概要と排ガス自主基準をそれぞれ表 3、表 4 に示します。

表 3 高座清掃施設組合新ごみ処理施設の概要

建設予定地	神奈川県海老名市本郷 1 番地の 1
建屋概要	構造：SRC（鉄骨・鉄筋コンクリート）造、S（鉄骨）造 階数：工場棟 地下 3 階、地上 10 階 プラザ棟 地上 6 階 概略寸法：煙突高 59m
処理能力	高効率ごみ発電施設：122.5t/24h × 2 炉 = 245t/日 マテリアルリサイクル施設：14t/5h
処理方式	高効率ごみ発電施設：ストーカ炉 マテリアルリサイクル施設：破砕・選別方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電設備 発電能力：4,830kw

表 4 高座清掃施設組合新ごみ処理施設の排ガス自主基準

項目	単位	自主基準
ばいじん	g/m ³ N	0.005
塩化水素	ppm	10
硫黄酸化物	ppm	10
窒素酸化物	ppm	50
一酸化炭素	ppm	30
水銀	μg/m ³ N	-
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05

注)水銀については、法改正前のため、提示されていない。
県条例規制項目に対し、自主基準はない(条例規制値遵守)

3. 新しい自主規制値の設定

本施設の規制値の強化にあたっては、メーカーアンケートに自主規制値強化の提案を求めたところ、新たな設備を導入することなく薬剤等の変更により、表 1 の新しい自主規制値を満たせることが確認できました。

なお、近隣の高座清掃組合と比較しても遜色ないため、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物について新しい自主規制値を採用することとします